

令和7年4月

大木町農業委員会総会

議 事 録

令和7年4月作成

令和7年4月大木町農業委員会 総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月10日(木) 午後1時30分から

2. 開催場所 大木町役場 3階 第1会議室

3. 総会構成員現在総数 18名

4. 出席委員 (17名)

1番	松本	久吉
2番	菰方	利幸
5番	中島	智道
6番	廣松	伸幸
7番	小林	律子
8番	池口	活友
9番	平木	俊博
10番	田中	良二
11番	荒巻	明子
12番	熊本	森行
13番	北島	秀一
14番	塚本	英統
15番	今村	真由美
16番	山口	茂徳
17番	牟田口	美智子
18番	松永	静義
19番	井手	正宏(会長)

5. 欠席委員 (1名)

3番 岡崎 良輔

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 鶴岡 寛士

書記 原田 壮一郎

7. 議事内容

1. 報告

- 1) 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 議事

- 1) 農地法第5条第1項の許可申請について
- 2) 農用地利用集積等促進計画の意見について

3. その他

- 1) 今後の日程について
- 2) 令和7年度大木町農業委員会の最適化活動の目標の設定等(案)について
- 3) その他

8. 会議の概要

議長

それではみなさんこんにちは。時間になりましたので、始めたいと思います。だいぶ暖かくなって生活しやすい季節になってきました。桜も満開になりましたが、これからの雨で散ってしまうかと思いません。

それでは改めまして4月の人事異動に伴い、高田君が環境課に異動になり、後任に企画財政課より原田君が着任されております。

会計年度任用職員としては、真島さんから松延さんに代わっております。ここで退任者と就任者の挨拶を順にお願いしたいと思います。

(各挨拶)

事務局

高田君と真島さんには事務引き継ぎ等ございますので、本日は同席させていただきます。また総会前に合意解約の追加がありますので事務局より説明させていただきます。

事務局

(説明「省略」)

議長

それでは大木町農業委員会会議規則第6条の規定により、委員の過半数が出席していますので本日の総会が成立したことを報告します。

では4月の農業委員会総会を開催いたします。いつもの通り携帯電話はお切りになるか、マナーモードをお願いします。

本日の議事録署名人を9番委員平木委員、10番委員田中委員にお願いいたします。

また、岡崎委員より欠席の連絡があつていますので報告いたします。

それでは、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(朗読説明 「省略」)

議長

それでは報告第1号をこれで終わります。

次に「議案第1号農地法第5条第1項の許可申請について」を議題とします。番号1番を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(朗読説明 「省略」)

議長

事務局の説明が終わりました。現地調査の結果について、現地調査員の田中委員の意見ををお願いします。

田中委員

4月8日に平木委員と事務局と3名で現地調査を行いました。先ほど事務局より説明があつたとおり、ここは第3種農地で一般住宅が7戸開発予定で大溝駅の近くです。周囲は譲渡人の住宅ともう一軒あります。農地が西側にあります。排水はさっき言われたように南側にあり、そこに流せます。営農には問題ないと思いますので、審議のほどよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。続けて地元委員の意見ですが、私の担当地区ですので意見を述べさせていただきます。

昨年譲渡人が私のところにみえて、住宅地として土地を手放したいという相談があつていました。すぐに譲渡人に現地を案内していただき、見ました。

全て譲渡人の田んぼで、周りの農地に関しては全く問題ありません。また家庭排水に関しても南側に幅が広い水路がありますし、大溝駅にも徒歩3分というところで、大変素晴らしい住宅地になるかと思えます。

何ら問題ないと思えますので、審議のほどをよろしく願いいたします。

それでは地元委員の件はお聞きのとおりです。質疑に入ります。皆さまの意見をお願いいたします。

意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。番号1番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員 (全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、番号1番を承認することを決定します。次に番号2番を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (朗読説明「省略」)

議長 事務局の説明が終わりました。現地調査の結果について、現地調査員の平木委員の意見をお願いします。

平木委員 4月8日に事務局の鶴岡さん、田中さんと3名で現地調査を行いました。一般住宅用地の申請です。転用内容については申請書に書いてありますので、省略させていただきます。

場所は国道旧442の侍島納骨堂の前より、細い道を入れて100メートルほどのところ。周囲の状況につきましては、東側が宅地で南側は新築工事をされており宅地となっています。西側は図面にありますように道路です。北側は用水路です。この用水路を利用して浄化槽の汚水を排水されるということです。

何ら問題ないと思えますので、審議のほどよろしく願いいたします。

議長

はい。続いて地元委員の熊本委員の意見をお願いいたします。

熊本委員

2月28日に説明を受けまして、その日に確認に行きました。今、平木さんから説明があったとおり、旧442、侍島の四つ角から300メートルくらい、右に入って50か100メートルくらい入ったところです。周りはほとんど住宅で、少し田んぼがあるくらいで何ら周りに影響はないと思いますので、どうぞ審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

現地調査委員、地元委員の意見はお聞きのとおりです。
それでは質疑に入ります。皆さまの意見をお願いいたします。

菰方委員

2種農地の定義ですが、例えば駅から500メートルなどあると思うのですが、これは周りがぐるりと住宅地に囲まれているから2種ですか？

議長

事務局の説明をお願いします。

事務局

2種農地の基準というご質問ですが、一点目は概ね駅から500メートル、もしくは公共施設、役場の玄関から500メートルとなります。厳格にいうと550メートル以内となります。

ちなみに先ほどの質問とは関係ありませんが、3種農地については駅もしくは役場から330メートル以内ということになっております。

2種農地はあと1種類ありまして、連担している田んぼのつながりが整っている10ヘクタール未満の農地も、2種農地となっております。

今回は12ページの地図を見ていただければわかると思いますが、判断としては北側に連担している399番地の田んぼがあります。水路等に挟まれてはいますが宅地に囲まれていまして、10ヘクタール未満です。以上により今回2種農地という判断とさせていただきます。

菰方委員

よろしいですか？2種農地が駅や役場から500メートル、3種農地が300メートルということですが、これはこの土地のどこかに距離がかかっておけばいいわけですか？
全体がかからないといけないという事でしょうか？

議長 (休憩)

議長 では再開いたします。

事務局 資料が届きましたので、お知らせします。
3種農地については農地の一番近い場所での判断で、2種農地は農地の過半が含まれるつまり中央部分となります。

議長 では再開いたします。
他に意見はないでしょうか？ないようでしたら番号2番を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

各委員 (全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成とみとめ番号2番を承認することに決定いたします。次に番号3番を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局 (朗読説明「省略」)

議長 今回の番号3番は3,000平米を超える案件となっておりますので、農業委員会の申し合わせ事項により、直接転用申請者により転用計画を説明してもらうことになっております。それでは準備したいと思いますので、休憩いたします。

(休憩)

議長 それでは再開したいと思います。まずは申請人の自己紹介をお願いします。

菰方委員 この少子化の中でどういう展望を持っていらっしゃるのかと思
いまして。直接関係ない話ですが。

議 長 病児保育について説明をお願いします。

申請者① 子供が38度以上の熱があったら保育園には預けられません。預けら
れない保護者の方が仕事に行けないのが一番困るわけで、そういう子
供を受け入れる施設というのが病児保育です。大木町にはこれがなく、
他の市町村にはあります。

〇〇市立病院とか〇〇病院にはあるので、大木町の子供たちをそち
らに預けるということはできます。

昨年の4月より県から保護者に補助がつくようになりましたので、
無料で不要不急の方も子供さんを預けられるようになりました。

しかし、久留米市などに行ってもいっぱいだというので、大木町
は町外で断られることも多いです。

大木町も相互協定をしていますので大木町にも病児保育を作れば、
町外からも受け入れることにはなるとは思いますが、やはり大木町で大
木町の子供を預けられるようにした方がいいと思うところです。

議長 はい。ありがとうございます。何か質問はないでしょうか。
認定こども園と普通の保育園の違いをお願いします。

申請者① 先ほど少し申しましたが、保育園は親が就労していないとその子供
さんを預けられません。

認定こども園は1号さん2号さん3号さんとありまして、親が仕事
をしているのが2号さん3号さんです。2号さんは3歳から5歳、3号
さんは0歳から2歳ということです。ふつうなら親が仕事をしていな
いと預けられないところが、認定こども園だと教育という部分が入っ
てきて、管轄はこども家庭庁です。保育園だったら保育士ですが認定
こども園ならば主幹教育保育士になります。学校の枠が入ってきます
のでそこが大きく違うところです。

議長 それでは意見も出尽くしたようですので、質疑を終わります。
申請者の皆さん、今日はありがとうございました。
休憩します。

(休憩 申請者、退出する)

それでは再開したいと思います。

今の現地調査の結果について、現地調査委員の田中委員の意見をお願いします。

田中委員

4月8日、事務局と平木委員3名で行きました。先ほども事務局から詳しく説明がありましたが、申請者からも説明を受けまして営農的には問題ないと思います。審議の方よろしく願いいたします。

議長

それでは地元委員の平木委員をお願いします。

平木委員

3月15日自宅に、代表取締役の〇〇さんと〇〇部長2名が木佐木保育園新築工事の配置図を持って来られました。

そして3月26日に〇〇保育園の理事長と、息子さんの〇〇保育園の園長の2人が来られました。

内容、転用理由については申請書に記載されていますので、私の方からお話は省略させていただきます。場所については、〇〇保育園の方から大体300メートルのところです。東側、南側にきちんとしたクレークがあり整備されています。南西に一部田んぼがあり、麦を耕作されています。

地権者、耕作者共に承諾はいただいております。北側は〇〇さんの倉庫になっていますが、倉庫の裏側になりますので直接影響はないと思われまます。今回の申請は今までにない面積、4282平米ということですが、審議の方よろしく願いいたします。

議長

現地調査委員ならびに地元委員の意見はお聞きのとおりです。それでは質疑に入ります。皆さまの意見をお願いします。

菰方委員

ここの田んぼというのは先ほどの1種、2種、3種の距離基準から言うと500メートル以上ということですよ。そして道路を挟んで西側、堀を挟んで東側、この辺は確か土地改良で地盤整備があったところではないでしょうか。

そして1種農地だが転用は認めますというのは集落接続だからということですか？理由は北側にずらっと住宅があるからということでしょうか？

事務局

国の基準では2戸以上の連担する宅地の集落があり、それに接続する分については例外的に転用が出来るということになっています。小売店、保育園などその集落や地域に必要なものであれば、集落接続で許可可能になります。

菰方委員

今回は保育園だからオッケーということですね？単純に売るということならば駄目なんですか？

事務局

集落接続以外でも、農業に関する施設や既存住宅の敷地拡張で既存面積の2分の1に限る場合など、第1種だから全てだめというわけではなく、例外はもちろんあります。先ほど言われた通り土地収用法の規定に属する公共性の高い保育園といった部分について例外はありますが、今回皆さまに一般的に馴染みの深い集落接続ということで提案しております。今回は公共性の高い保育園といったことも兼ねています。ただ申請としては既定の内ひとつしか入れられませんので、集落接続として今回の提案をさせていただいているというところです。

以上です。

議長

他にありませんか。意見もないようですので質疑を終わります。採決いたします。番号3番を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員賛成と認め、番号3番を承認することに決定します。

(休憩 申請者に結果報告及び待機解除連絡)

議長

それでは再開いたします。「議案第2号農用地利用集積等促進計画の意見について」事務局の説明をお願いします。

事務局

(朗読説明「省略」)

議長

はい。事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。皆さまの意見をお願いいたします。

意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。議案第2号を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員賛成と認め、議案第2号を承認することに決定いたします。次にその他の事項に入ります。事務局の方から説明お願いいたします。

事務局

(朗読説明「省略」)

令和7年度大木町農業委員会の最適化活動の目標の設定等(案)について説明

議長

聞きたいことがある方はお願いいたします。
ないようですので、今月の農業委員会総会を閉会したいと思います。お疲れ様でした。

9. 議案の賛否

1) 農地法第5条第1項の許可申請について

番号1	賛成 16名	反対 0名
番号2	賛成 16名	反対 0名
番号3	賛成 16名	反対 0名

2) 農用地利用集積等促進計画の意見について

賛成 16名	反対 0名
--------	-------

10. 閉会の日時 令和7年4月10日(木) 午後3時10分